

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月及び同年8月

私は、申立期間当時、主人と一緒に保険料を納付していたはずであるのに、主人の保険料が納付されていて自分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和47年5月頃に町役場で国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から同年同月4日に払い出されたことが確認でき、申立人の主張のとおり、退職後速やかに国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、その夫の保険料と一緒に納付したと思うと述べているところ、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人の国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは申立期間のみで、かつ2か月と短期間であり、申立期間直前の昭和47年4月から同年6月までの保険料の納付にも遅れは見られないことから、申立期間の保険料も同様に納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のうち、平成5年3月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額を30万円、同年10月から6年9月までの期間に係る記録を32万円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から8年9月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせを確認したところ、A事業所に係る申立期間①及び申立期間②の標準報酬月額について、実際に得ていた給与よりも低額になっているので給与の額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から同年9月までは30万円、同年10月から6年9月までは32万円と記録されていたところ、5年11月4日付けで、同年3月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A事業所における申立期間当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた専務から、会社の経営が不振のため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから、従業員の

社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従ったという話を聞いたことがある。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、平成5年3月1日の時点で、A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員35人の標準報酬月額を調査したところ、35人全員が、申立人と同様に、同年11月4日付けで、同年3月1日に遡って標準報酬月額が8万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年3月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年3月から同年9月までは30万円、同年10月から6年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で8万6,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②について、給与明細書等、申立期間に係る申立事業所からの給与支給額、厚生年金保険料控除額等、申立人の標準報酬月額を確認できる資料は無いが、申立期間当時の経理事務担当者は、「申立人の給与は極端に下がった覚えは無い。社会保険事務所には標準報酬月額の下限額で届け出ていたが、従業員に対しては給与の総支給額に合わせた標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と述べている。

また、A事業所は、申立人に係る標準報酬月額を当初は、平成5年10月1日の定時決定において、32万円で開催しており、減額処理後、8年9月1日に32万円にて随時改定し、標準報酬月額を5年10月の水準まで戻していることが確認できる。また、同僚のオンライン記録においても、給与明細書の保管がある期間の標準報酬月額が、下限額である9万2,000円となっているにもかかわらず、総支給額に基づく厚生年金保険料を控除していることを合わせて考えれば、申立期間②当時に少なくとも毎月32万円の給与が支給され、同額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、同僚の給与明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届けていないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和60年8月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から同年8月31日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

A事業所には、当該事業所が倒産した時まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元役員及び同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録において、申立人は、昭和60年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録によると、A事業所は昭和60年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。しかしながら、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年4月30日に遡った資格喪失及び同年10月1日の定時決定に係る申立人の標準報酬月額が一旦記録された後に、二重線で取り消されている上、健康保険被保険者証の返納は無く、滅失処理がされていることが確認できる。さらに、上記資格喪失に係る処理の進達日が同年9月20日であることが確認できることから、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び当該喪失処理は同日近辺から遡及して行われたことが認められる。

加えて、複数の同僚が、申立人と同様に遡った資格喪失の処理及び定時決定の取消しの処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 60 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年 8 月 31 日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A 事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 60 年 3 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から同年11月4日まで
② 昭和28年5月5日から同年8月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一事業所及び関連事業所であり、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 4 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職していることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格喪失日に係る記録を昭和32年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月6日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間は転勤した際にできた空白期間であり、私の夫はA事業所（現在は、C事業所）に入社してから退職するまでの間、申立期間も継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された社員台帳、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（A事業所B支社から同事業所D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料等はないものの、申立人を記憶する元同僚は、「自分はA事業所の本社からD支社へ異動してきたが、申立人はB支社から異動してきたと記憶している。申立人と自分がD支社へ異動してきた日は同じ日だった。申立人はそれまでB支社で継続して勤務していたはずだ。」と証言しており、オンライン記録から、当該同僚のA事業所D支

社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 32 年 7 月 1 日となっていることが確認できることから、同年同月同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所 B 支社における昭和 32 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年9月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後に同事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び同事業所が提出した給与明細により、申立人は、平成19年3月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後に同事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び同事業所が提出した給与明細により、申立人は、平成19年3月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、

事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年8月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後に同事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び同事業所が提出した給与明細により、申立人は、平成19年3月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与明細において確認できる報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後に同事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び同事業所が提出した給与明細により、申立人は、平成19年3月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から13年5月まで

私は、国民年金の保険料納付の免除を申請した覚えは無く、申立期間当時は国民健康保険の保険証を使用していたので、国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金及び国民健康保険に加入し、これらに係る保険料を毎月併せて納付していたと思うと述べているところ、国民年金保険料の納付書、納付場所等、実際の保険料納付時の状況に係る記憶は明確ではなく、申立期間について納付したとする保険料額（月1万円ぐらい）も、オンライン記録上、納付済みとされている期間の保険料額と合致しているなど、申立人の主張からは、特に申立期間について保険料を納付したものと推認できるまでの事情は見当たらない。

また、i) 申立人が平成12年8月まで就業していた勤務先の源泉徴収簿に記載された同年1月から7月までの社会保険料控除額の合計額及び平成13年度市民税課税の計算の基礎となった平成12年分の所得控除のうちの社会保険料控除額との比較、ii) 申立人の夫の勤務先が保管する平成13年の年末調整資料の確認からも申立期間の保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について免除の申請を行った記憶は無いとしているものの、申立人が申立期間当時居住した市の電算記録でも申立期間に係る保険料は免除されており、オンライン記録との齟齬は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの期間及び5年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から2年3月まで
② 平成5年5月から同年7月まで

私が学生だった申立期間①及び離職中だった申立期間②のいずれも、母が加入手続と保険料納付を行ってくれた。母は、市役所で加入手続を行い、農協で納付書を用いて保険料を納付したと話していることから、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②のいずれも、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人が所持する年金手帳には、申立期間当時、国民年金に加入していれば払い出されているはずの国民年金手帳記号番号の記載が無く、初めて被保険者となった日も平成22年2月1日とされている上、オンライン記録でも、申立人に対して同記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していたことがうかがえない。

また、申立人及びその母共に、申立期間当時、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していたか明確な記憶が無い上、申立人の保険料を納付していたとするその母は、申立人の保険料と一緒にその祖父母の保険料も納付していたとしているが、申立期間当時、その祖父母は、国民年金の被保険者ではなかったことも確認できるなど、申立人及びその母の申立期間に係る記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付を推認することは困難である。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立人が申立期間当時に被保険者資格を有していたことはうかがえず、申立期間が未加入とされている

オンライン記録との齟齬^{そご}も無い。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（年末調整に係る資料、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1399 (事案 762 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 51 年 3 月まで

会社退職後に社会保険事務所(当時)や市役所に出向いて種々手続した際に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと思う。

当時は退職金があり、アルバイト等もしていたので、国民年金保険料が納付できないような経済状況ではなく、両親は将来の保障に強い関心があり、私たちもそのように教育されていたので、申立期間の保険料を納付していなかったとは考えられない。また、申立期間に保険料の催告状などを送付された記憶も無いことから、申立期間の保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金の加入手続及び保険料納付に係る記憶が曖昧であること、ii) 申立人が主張するように会社退職後に適切に国民年金に加入していれば、資格取得日は厚生年金保険資格喪失日である昭和 46 年 9 月となるべきところ、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は満 20 歳に到達した日とされており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ったことがうかがえないこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 10 月に払い出され、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由もなく、この頃、申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測されることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料納付を示す証拠として国民年金等の各

種の支払状況を記載したメモを提出したが、同資料は、保険料を含め、申立期間後の支出に係る記録であり、申立期間の保険料を申立期間当時納付していたことを示すものではないほか、記載されている保険料額から、申立期間について遡って保険料を納付したこともうかがえず、同資料をもって申立期間の保険料を納付したものと推認することはできないほか、再度、申立内容に係る確認も行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 49 年 12 月まで

公務員の妻は国民年金に加入しなくてもよかったため、当初、国民年金に加入しておらず、保険料を納付していなかったが、町役場から連絡があったのをきっかけに国民年金に加入し、以降、保険料は毎年まとめて納めており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が公務員であったため、当初は国民年金に加入していなかったが、役場から加入の案内を受けたのを契機として国民年金の加入手続きを行い、以後、毎年、国民年金保険料を前納していたと述べているが、その案内を受けた時期について明確な記憶は無く、保険料の納付額についても記憶が無いとしていることから、申立人が確かに申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付したとは推認し難い上、申立人は、オンライン記録上、国民年金に加入したとされる昭和 50 年 1 月以降、昭和 58 年度までおおむね毎年度保険料を前納していることから、この時期の保険料納付を申立期間の保険料納付として混同している可能性も否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 50 年 1 月に国民年金に任意加入したことに伴い払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続きを行ったものと推認できる上、申立期間は申立人の夫が共済組合の組合員であったため、申立人の国民年金への加入は任意であり、任意加入の対象となる申立期間は制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間は未加入期間とされ

ており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、現年度内に納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで

私は、母親が、20歳到達時に市役所で国民年金の加入手続を行い、自身の保険料と一緒に私の保険料も口座振替で納付していたはずであるのに、記録では私の申立期間の保険料だけが平成5年9月に遅れて納付されたこととなっているため、障害年金が不支給となったことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する町の被保険者名簿では、申立期間の保険料は、平成5年9月3日に過年度納付されたこととされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、オンライン記録では、同年6月7日に過年度納付書を作成した旨の記録もあり、記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が母親の保険料と一緒に口座振替で納付していたはずであると述べているところ、その母親も、同様に口座振替で適切に納付していたと述べているが、その一方で、時期は定かではないが、通帳を記帳した際に二人分の保険料を口座振替で納付していたにもかかわらず、一人分の保険料しか引き落としされていなかったため、銀行員に調査を依頼した経験がある（回答は得られなかった）としていることから、申立期間の保険料は口座振替では納付されなかった可能性がある上、その後、町役場から送付された納付書で申立期間の保険料を納付した記憶も無いとしていることから、申立期間の保険料は現年度内に納付されなかった可能性を否定できない。

さらに、申立人の母親が、申立期間の保険料を現年度内に納付していたことを示す関連資料（通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が現年度内に納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度内に納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1402

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。離婚後に他市へ転出した際に市役所で半年分の保険料を納付し、その後、残り半年分の保険料も市役所で納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月に転入先の市役所窓口で住民票の異動を行った際に、半年分の国民年金保険料を納付したことを明確に覚えており、残余の期間に係る保険料の納付についても、余り覚えていることは無いが納付したと述べているところ、i) 申立人は同年同月に住民票を異動する前から同市で居住していたとしていること、ii) 申立人が同市転入前に居住していた区では3か月ごとに保険料を収納しており、納付書も3か月ごと、年4回に分けて発送していたと考えられることから、住民票所在地と別の市に居住していた申立人は、同年1月から同年3月までの納付書を受け取ることができず、保険料を納付することもできなかった可能性がある。

また、申立人は上記のように、市役所窓口で保険料を納付したと述べているが、同市では、窓口での現金による保険料の領収は行っておらず、納付書を発行し、市の指定金融機関で納付させていたとしており、申立人の主張は当時の状況と一致しない上、前述のとおり、申立人の転入時以外の保険料納付についての記憶は明確ではないことから、申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

さらに、申立人が申立期間当時居住した市の被保険者名簿でも、申立期間の保険料が納付されたことはいかなる場合も、特殊台帳（マイクロフィルム）及

びオンライン記録との齟齬^{そご}も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1705 (事案 1037 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月30日から23年頃まで

申立期間について、A事業所の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、新たな資料として、申立期間当時に勤務していたことを記憶する複数の同僚が証言をしてくれることになったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「B事業所は健康上の理由により出勤しなくなり、その後、知人の紹介でA事業所に勤務した。」と述べているものの、申立人を記憶するA事業所での同僚及び申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有する者の中に申立人が勤務した時期を記憶する者は確認ができず、申立人に当該事業所を紹介した知人も、連絡先が確認できないことから、申立人の当該事業所での勤務期間を特定することができなかったこと、ii) C事業所(A事業所の後継事業所)に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、当該事業所は、「資料は一切保管していないため不明である。」と回答していることから、既に平成22年5月28日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として複数の同僚の証言を得られたとしていることから、当該複数の同僚に照会したところ、申立人が勤務した期間は特定できないものの、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上述の複数の同僚は、「申立人はA事業所に勤務していたが、勤務した期間、退職した時期は覚えていない。勤務していたのが、申立期間であったか

分からない。」と証言している。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 30 日から 35 年 9 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間において、加入記録は確認できないとの回答を得た。
長男が生まれる予定日の約 1 か月前の昭和 35 年 9 月下旬ごろまで A 事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 9 月下旬まで A 事業所に勤務していたと述べているが、申立期間当時の同僚に照会したものの、申立期間における申立人の A 事業所での勤務について確認できる証言を得ることはできなかった。

また、事業主の遺族が提出した申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 34 年 12 月 31 日に失業保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 14 条の規定によれば、適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失するとされているところ、申立人の A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 34 年 12 月 30 日）は、失業保険の被保険者資格の喪失日（昭和 34 年 12 月 31 日）の前日となっているが、このことについて上述の事業主の遺族は、「失業保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人を含む複数の元従業員について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が雇用保険の被保険者資格喪失日の前日になっており、何らかの意図をもって当該処理が行われた可能性も考えられるが、申立期間当時の社会保険の事務は亡くなった夫が行っていたため分からない。」と回答している。

さらに、上述の事業主の遺族は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 34 年 12 月 30 日となっている以上、申立期間に係る昭和 34 年 12 月から 35 年 8 月までの厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

年金加入記録回答票によると、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間において前の期間より下がっているが、給与が下がった記憶はないので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、B企業年金基金から提出された申立人の申立期間に係るC厚生年金基金の加入記録によると、申立人の標準報酬月額の記録は国（厚生労働省）の記録と一致していることが確認できる上、当該企業年金基金の担当者は、「C厚生年金基金代行返上の際、厚生年金保険の記録と基金の記録について、期間及び標準報酬月額の突合作業を行い、双方の記録が完全に一致することを確認している。」と回答している。

さらに、A事業所に係る給与体系の変更について、D従業員組合は、「昭和 44 年 6 月以降、賞与の支給回数が、従来の年 4 回から年 2 回に変更になっていることが確認でき、標準報酬月額算定の基になる報酬額が変更になった可能性が考えられる。」と回答していることから、当該事業所において、昭和 44 年 10 月以降、標準報酬月額の算定に係る賞与の取扱いが変更され、報酬に該当しないものとして取り扱われるようになったことがうかがわれる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標

準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から平成2年6月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせで確認できる厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間当時、支給されていた給与と比較して低くなっている。

給与明細書等はないが、申立事業所の代表取締役である自分は、会社設立以来、給与は下がったことがなく、申立期間当時の給与額は50万円と記憶しているので、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額は50万円であり、会社設立以来、給与は下がったことがないと主張しているものの、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を確認できる資料はない。

また、オンライン記録により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、昭和62年12月5日に、遡って同年8月の随時改定を取消し、同年6月の随時改定の処理を行った記録が確認できるものの、申立人は、決算は2月だったとしているため、当該遡及訂正処理に不自然さはない。

さらに、A事業所と顧問契約のあった会計事務所の担当者は、「A事業所に係る財務資料は保管していないが、帳簿の月次処理において、給与から源泉控除された社会保険料に係る預り金は適切に処理されていたと記憶している。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 30 日から 42 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、私はA事業所（現在は、B事業所）のC営業所及びD営業所でE職として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した表彰状、写真及びB事業所の回答から、申立人がA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B事業所は、「各地方にあった営業所の厚生年金保険の加入手続は、本社で一括して行っていた。厚生年金保険に加入していた者だけの当時の手書きのリストがあるが、その中には申立人の氏名は見当たらなかった。当時の各地方のE職は入社してから7か月ぐらいの研修期間があり、当社では、通常、研修期間が過ぎてから厚生年金保険に加入させていたようだが、人によって加入する時期が異なっており、中には退職するまで加入しなかった者もいたようである。」と回答している。

また、申立期間当時にA事業所の地方のE職だったとする複数の元従業員は、「自分の年金記録では、入社してから厚生年金保険に加入するまでの間に空白期間がある。」と証言している。

さらに、A事業所が加入していたF健康保険組合は、「昭和41年12月以降に組合員資格を喪失した者の記録を保管しているが、申立人の加入記録については確認ができない。」と回答している。

加えて、B事業所は、雇用保険の加入手続は各地方にある営業所ごとで行って

いたとしているが、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できるA事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、実際に得ていた給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与支払報告書、給与証明書及び給与支払明細書から、申立期間の一部について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、A事業所の元役員（元事業主の妻）は、「標準報酬月額は間違ったかもしれないが、社会保険事務所（当時）には現在の厚生年金保険の記録どおりの届出をしたと思うし、標準報酬月額の保険料以上の控除はしていない。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立

人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、A事業所においてB業務に従事していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「B業務に従事していた者は歩合制だったので、厚生年金保険に加入していなかったと考える。厚生年金保険に加入していない者から、保険料の控除はしない。」と回答している。

また、申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「B業務に従事していた者は歩合制だったので厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 29 日から 14 年 4 月 1 日まで
年金事務所で、厚生年保険の標準報酬月額の記録について照会したところ、A事業所における採用時の標準報酬月額は給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所には正社員として採用され、月曜日から土曜日まで週六日勤務したのに、標準報酬月額は受け取った給与額と比較して低い。申立期間に給与額が変わった記憶は無い。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所の事業主は、「申立人は嘱託社員として勤務していた。会社は週休二日制であり、嘱託社員である申立人が土曜日に出勤することは無かった。嘱託社員の給与はタイムレコーダーの記録を基に計算した。」と回答している。

さらに、申立事業所における社会保険業務を委託されていた社会保険労務士事務所の担当者は、「申立事業所における申立期間の社会保険関係記録は残っていないが、嘱託社員については、会社から提供されたタイムレコーダーの記録により給与計算を行い、総支給額を基に適正な報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出し、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除した。申立人についても適正に処理していたと認識している。」と証言している。

加えて、A事業所に係るオンライン記録では、申立期間に申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 8 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 9 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 15 年 1 月 28 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かった。

このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係るA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成14年9月12日及び同年10月30日付けで、20万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、日本年金機構による「調査協力のお願ひ」において、申立期間当時、A事業所では社会保険料の滞納があったと回答していることが確認できる。

さらに、申立人は、標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所（当時）からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について相談したところ、担当職員から、自らの標準報酬月額を減額して同事業所の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、同意したと思うとしている。

加えて、申立人は、「代表者印は自分が管理しており、他の者が代表印を押印することはなかった。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 5 日から 42 年 11 月 4 日まで
② 昭和 42 年 11 月 10 日から 43 年 5 月 6 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間②に係る事業所の同僚 2 名は、「申立人は、申立期間①及び②に係る事業所の同僚であり、私たちが申立期間②に係る事業所を退職した後、申立人を含む 3 名それぞれが、脱退手当金の請求手続きを行い受給した記憶がある。」と証言しており、オンライン記録からも、当該同僚 2 名は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に被保険者資格を喪失し、申立人と同時期に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち 1 名については、申立人と同日の支給決定日であることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 15 日から 44 年 4 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年6月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立てに係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の同僚は、「脱退手当金について、会社から聞いた。」、「会社で脱退手当金の手続をしてもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。